

栗東市健康づくり推進協議会の傍聴を希望される方へ

栗東市健康づくり推進協議会は、原則として公開です。ただし、公開中の会議であっても、議事の内容により非公開とされる場合があります。その際は、会議の途中で退出いただくことがありますのでご了承ください。なお、傍聴人の定員は3人以内です。傍聴希望人数が定員を超えた場合、抽選を行います。

1. 傍聴者を認めない方

傍聴者は、次のいずれかに該当する方は、傍聴を認めません。

- ①酒気を帯びている方
- ②凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している方
- ③はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン、旗、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している方
- ④笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している方
- ⑤その他会議の円滑な進行を妨げ、又は妨げるおそれのある方次のいずれかに該当する方は、傍聴を認めません。

2. 傍聴者の注意事項

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴をしてください。

- ①当日、発熱や咳症状がある方については、傍聴を控えていただきますようお願いいたします。
- ②係員の指示に従い決められた場所に、会議が開会する5分前までに着席し、みだりに席を離れないでください。
- ③会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛意を表明しないでください。
- ④喫煙又は飲食をしないでください。ただし、ご自身で持参された飲み物により水分補給していただくことは可能です。
- ⑤私語、談笑その他騒がしい行為をしないでください。
- ⑥携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定いただき、ご使用は控えてください。その他音の発生する機器の電源を切ってください。
- ⑦所定の場所以外に立ち入らないでください。
- ⑧会議の場において撮影、録音をしないでください。ただし、会長の許可を得た場合を除きます。
- ⑨その他会議の場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営を妨げないでください。
- ⑩会議を傍聴される方には、議事に使用する資料などは一切配布しません。

※上記の注意事項を守っていただけない場合、会長もしくは係員より退場を命じるなどの必要な措置をとらせていただきます。公正かつ円滑な会議の運営にご理解・ご協力ください。